

豚コレラ発生に係る移動制限区域の解除について

高森町の養豚農場で発生した豚コレラについて、発生農場から半径3kmの区域で設定している移動制限区域を解除します。

1 概要

高森町の養豚農場で発生した豚コレラについて、防疫措置完了後 28 日を経過するため、発生農場から半径 3 km の区域で設定している移動制限区域を解除するとともに、以下の消毒ポイントの設置を終了します。

2 移動制限区域の解除日時

令和元年 10 月 18 日(金) 24 時 (10 月 19 日(土) 0 時)

3 終了する消毒ポイント

施設名	所在地	消毒対象
豊丘村役場	下伊那郡豊丘村神稲 3120	畜産関係車両のみ
高森町牛牧南待避所	下伊那郡高森町牛牧 507-6 付近	同上

※ 消毒ポイントの開設は10月18日(金)の19:00までです。

農政部 農業政策課 企画係

(課長) 草間康晴 (担当) 寺澤一宏 電話 026-235-7213 (直通)

026-232-0111 (代表) 内線 3019

FAX 026-235-7393

E-mail nosei@pref.nagano.lg.jp

農政部 園芸畜産課 家畜防疫対策室 (室長) 荒井一哉 (担当) 松浦昌平 電話 026-235-7232 (直通)

026-232-0111 (代表) 内線 3175

FAX 026-235-7481

E-mail enchiku@pref.nagano.lg.jp